

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
ミネラル測定器	広島	離島	昨日、広島コミュニティの総会があり市長にも来ていただいた。また県会議員も来てくれたので、以前に県に要望したミネラル測定器(1500万円)購入を要望すると、快く引き受けてくれた。 市民・県民が摂取している食事にどれくらいミネラルが含まれているかは、関心があるはずだといってくれた。	県議がうまく話を通してくれることをお祈りします。 以前から取り組まれているアサリの研究もうまくいっているようで、今後も応援します。 里海づくりは県も力を入れており、また日本人のミネラル不足も指摘されているので、市でもできることがあれば協力したいと思う。	市長公室	秘書広報課
里帰り出産による妊婦検診の費用	土器	子育て	県外で出産するのですが、事前に健康課で申請することをしていませんでした。(母子手帳を貰いに行った時に里帰り出産することを伝えましたが聞かされていませんでした…)この場合でも後に費用を返還してもらえる方法がありますか。	健康課での事前の手续をされていなくても、費用助成の対象となります。県外での妊婦健診受診日から1年以内に、下記の書類を持参の上、健康課へ申請をお願いします。 ●申請に必要なもの ①丸亀市妊婦健康診査費助成申請書(県外受診用) ②妊婦一般健康診査受診票(健診結果の記載の有無は問いませんが、受診日・病院名の記載は必要) ③医療機関または助産所(院)発行の領収書の原本(領収印のあるもの、コピー不可) ※氏名、受診日、金額、保険外適応かどうか、医療機関所在地などが確認できる領収書 ※③が発行されない場合、①の申請書内に医療機関等で記載してもらう欄があります。 ④母子健康手帳(健診記録をコピーします) ⑤申請者名義の金融機関名・口座番号が分かるもの(コピーをとります) ⑥印鑑 上記の内容につきましては、母子保健ガイドブックの8ページをご参照ください。 また、「丸亀市妊婦健康診査費助成申請書(県外受診用)」は申請時に窓口でご記入いただくか、事前に郵送で送付させていただくことも可能です。	健康福祉部	健康課
保険証	郡家		就職をして健康保険が変わったのですが、市役所に行って、手続きしないと、二重引き落としになるのでしょうか。宜しくお願い致します	ご就職され、社会保険の資格を取得されたのであれば、国民健康保険の脱退の手続きをお願いします。国民健康保険は、加入も脱退もご本人様からの申し出により行っておりますので、手続きが完了するまで、国民健康保険の資格を持つことになり、保険料を二重で支払うこととなりますのでご注意ください。 <持ってくるもの>・国民健康保険被保険者証(脱退する方全員分)・社会保険等の健康保険の保険証(脱退する方全員分) ※資格取得証明書等資格の取得日を証明できるものでも代用できます。・認印(届出人)・来庁者の本人確認ができるもの(免許証等)・個人番号 ※マイナンバー(脱退する方全員の個人番号カードまたは通知カード) なお、お仕事等の都合上どうしても来庁が難しい場合は、脱退の手続きを郵送で行うこともできます。その場合は、申請書を郵送いたしますので、ご希望の旨をお電話にてお知らせください。	健康福祉部	保険課
がん検診	垂水		市で行う集団がん検診の電話予約が今日からで、1時間以上ずっと電話しているが繋がらない。電話は1回線しかないのか。 繋がらないので健康課から電話するように伝えてほしい。 予約の受付はもっといい方法はないのか。	回線は5つありますが今日からということで、申し込みが非常に多くご迷惑をおかけしております。 来年には、綾歌・飯山の受付日を変えるなど検討しています。 検診実施時間も30分ずつに分けるようにして当日の待ち時間が少なくなるよう勤めております。 (胃がん検診は朝食を食わずに行うため、朝早い時間帯を希望し、電話してくる人が多くなる。)	健康福祉部	健康課

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
定期検診	市外	医療介護	私の夫が丸亀在住の自営業者なのですが、1年に1回受ける定期検診はどのようにして受診ができるのでしょうか。全く分からないので詳しく教えていただけるとありがたいです。	丸亀市では6月よりがん検診・国保の方には特定健診を実施しています。40歳以上の方が対象で、特定健康診査(6月～10月)、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がんのがん検診(6月～2月)が受診できます。今年度の受診券を平成29年5月末に該当の方には送付しており、集団検診や個別検診の受診の方法についても説明書を同封しています。もし、受診券が届いていない、また、紛失してしまった場合は再発行いたしますので、丸亀市健康課に来所または電話いただきたいと思います。年に1度は、受診して早期発見に努めてください。よろしく願いいたします。	健康福祉部	健康課
施設の変更	城坤	医療介護	ケアハウスに入所しているが、ここを出てできればお城の近くに住みたいと考えている。そうすればひまわりセンターで将棋をしたり、他の人と交流することもできる。とにかく環境を変えたい。ここにいたら寿命が縮まるような気がする。	相談者は足も悪く、難聴であり、通常の賃貸住宅よりは介護施設的な住宅が望まれる。以前に要支援1の介護認定を受けていたが、病院に付き添うヘルパーを希望したため、介護認定を取り消し、生きがい事業のヘルパーを利用しているという経緯がある。高齢者支援課でお城に近い施設を聞くと、介護付き有料老人ホームを勧められた。相談者に説明すると気に入られ、ここに決めたいとのこと。介護認定を受けなおさなければならないことなどを説明。他の自治体で住所地特例を受けているので、本市地域包括支援センター職員に手続きについて訪問し、説明してもらおうよう依頼した。	健康福祉部	高齢者支援課
降雨量とph値	広島		47都道府県に9年分の年間降雨量とph値のデータを提供してもらえるように要望した。健康のためにはミネラルが重要で、酸性雨と健康寿命の関係について研究している。現在6つの県から連絡が来たが、たいていはホームページに掲載しているとか、気象庁のホームページを見てくださいなどと言われるが、あったとしても5年分程度である。香川県には1500万円のミネラル測定器の購入の要望を続けているが、難しいようである。他の県の返事があればまたお知らせする。	ミネラルが健康に影響があることはわかるが、それだけではない。他の栄養素も影響するし、食べ物だけでもない。運動や睡眠、ストレス、タバコ、飲酒など健康に影響する要素は非常に多い。ミネラルの摂取とその地域の健康寿命の関係もすべて地産のものを食べていれば相関関係は見つかるかもしれないが、現代では他の地域から流通されたものがほとんどではないか。ただそのバイタリティーはたいしたものである。生きがいこそ健康で長生きする大きな要素であると思う。	市長公室	秘書広報課
市役所ロビーの血圧計			以前も要望したが改善されていないので再度お伺いする。市役所ロビーにある血圧計を記録紙が出るものに変えて欲しい。(以前、要望されたときは健康課より予算がないから出来ないと回答されたいい)なぜ変更できないのか理由を明らかにして欲しい。このような要望があることを市長まで伝えて欲しい。	以前は血圧値が印刷できるようにしていましたが、印刷する人が少なく、紙送り等印刷が原因による故障が増えてくる状況でした。そのため現在は、経費削減にもなりますことから、記録が必要な方は紙と鉛筆を用意させていただき、それを利用してもらうようにしています。ご自身の健康管理のためにも、今後も引き続き血圧計の利用をしていただきたいと思います。	健康福祉部	健康課
後期高齢者の健診	飯野	医療介護	自分は後期高齢者である。そして国保や後期高齢者医療保険ではかかりつけ医を持ちましょうなどと指導している。自分のかかりつけ医は坂出の医療機関であり、市の健診では市内の医療機関でしか受けることができない。これは大きな矛盾ではないか。特に後期高齢者医療保険は県下広域の保険であるのだから、県内の医療機関全てで健診が受けられなければおかしいのではないか。	市では市の医師会に委託して健診を実施しています。県下全ての医師会と契約することはかなり煩雑な業務になるのであろうが、言われることはごもっともです。来年度からは国保も県下の広域での運営となります。特定健診なども県下全ての医療機関で受けられるようにすることが理想ですので、担当には検討するよう伝えます。	健康福祉部	保険課

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
国保税資産割など	飯野	税金	<p>国保税の資産割は不要だとずっと思っている。土地を持っていてもそれだけでは所得を生まないの、負担能力を超えた負担を強いられている人が多いのではないかと。 また上限額が決められているが、これは富裕層優遇ではないか。</p>	<p>資産割についてはこれまでもずっと議論されてきており、徐々に下げてきています。固定資産を持っている人は資産割をなくせといい、持っていない人は資産割を下げればその分、所得割を増やさなければいけないので、反対する。 来年度には県下で広域化するが、保険料率は統一されるわけではないものの、資産割については廃止なども含めて検討されるのではないのでしょうか。 限度額は確かに富裕層にとって見れば優遇されているが、これは社会保険も同様だが、医療費を実費支払っても保険料より低ければ、そんな健康保険は誰も入らない。しかし徐々に引上げてはいます。 国保税は高すぎるという意見はよく伺うが、昔は主に自営業の方の保険であったのが、今は無職や退職者など税負担能力の低い人の保険になってしまい、慢性的に運営が厳しくなっている状況です。今後、広域化することや一般会計からの繰り入れを緩和させることなどで財政面での安定化を図っています。</p>	健康福祉部	保険課
丸亀市自殺対策基本計画	城西		<p>平成29年3月に作成された「丸亀市自殺対策基本計画（以下、「計画」）」について機会を見つけて順次質問をさせていただきます。 大変お忙しい中恐縮ですがよろしくお願いいたします。 今回の1点目は、県が「計画」を作成する前に本市が、県下でトップを切って計画を作成された理由。 2点目は国(厚生労働省)の「計画策定の手引き」公表前に作成された経緯についてお尋ねします。 3点目は、国が定めた自殺対策強化月間である3月、本市としてどういった事業活動を予定しているのか教えてください。 4点目は、計画の中で市の責務より住民の責務が先に来ているように思いますが、その意図について教えてください。(法律では、国、地方公共団体の責務(3条)が先に来て事業主(4条)、国民(5条)となっています。)</p>	<p>1.及び2 平成28年3月自殺対策基本法の改正により、平成30年度までに市町村自殺対策計画の義務化及び丸亀市の自殺の現状を踏まえ、平成29年3月に第2次丸亀市健康増進計画を策定するにあたり、一体的に丸亀市自殺対策基本計画を策定いたしました。本市における死因別死亡順位で自殺は平成26年度22人で第7位、27年度においては27人で第7位となっており、さらに人口10万人に対する本市の割合は国や県より高いものとなっております。国(厚生労働省)の「計画策定の手引き」や、県の計画を待たずに作成することとなりましたが、このような現状を受け、こころの健康分野との連携を図りながら重点的に取り組む必要があると考え、こころの健康分野に特化した計画として策定することといたしました。 この自殺対策基本計画の推進にあたりましては、健康増進計画の推進と共に、庁内会議の中で協議しながら全庁的に取り組むと共に、市民の皆様方と協働で推進し、【みんないきいき わがまち丸亀】を実現していきたいと考えております。 3. 3月の自殺対策強化月間にあたって、まず、自殺予防に対する理解促進を目的に、広報まるがめ3月号にてこころの健康についての記事を掲載いたします。また、『うつ予防について』の啓発リーフレットを作成し、健康相談時やコミュニティ等で配布いたします。月間中、自殺予防の『のぼりやマグネット』を市庁舎・保健センター及び、公用車に掲げ啓発いたします。次に、相談窓口の周知や必要に応じて適切な機関につなげることを目的とし、特に今回は働く世代にターゲットを絞った、『働く世代のあなたへ～身近な相談場 所一覧』を健康増進計画を推進する「生きがい・休養グループ」の市民会議メンバーで作成し、全戸配布する予定です。これには、行政(市、保健所、ハローワーク、労働基準監督署、産業総合支援センター等)、医療機関、いのちの電話 など関係機関を掲載いたします。 4. 第2次丸亀市健康増進計画と、一体的に丸亀市自殺対策基本計画を策定しており、市民の皆様方との協働による推進を目指しておりますので、健康増進計画の形態を引き継ぐ形としております。そのため、市民の皆さまに取組んでいただくことを先に掲げさせていただいております。</p>	健康福祉部	健康課

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
丸亀市自殺対策基本計画2	城西		<p>大変お忙しいところ恐縮ですが、下記の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。1. この計画は、健康増進計画(案)を審議した「保健医療推進委員会」でも議論した形跡が見えません。市民不在の「計画」と言われも仕方がないのではないですか？ 2. 自殺予防対策推進のための庁内連絡会議は立ち上げましたか？ 3. この計画を取り組む部署として6つ上げていますが、せめてこの六つの部署が連携等を含めた会議等を行いましたか？ 4. この計画では、珍しく数字をほとんど使っていません。ただ一か所112ページの二行目に数字があります。この数字のもとになる統計はどの機関の発表したものなのか教えてください。「平成22年に3万人を下回って」と記述しています。5. 計画である以上、本市の自殺に関するこの十数年の現状を分析すること計画は始まると思いますが、いかがですか？ 6. 1月10日付の回答では、26年度22人、27年度27人と数字を上げていますが、こうした数字を何故計画では公表しなかったのですか？</p>	<p>1.平成28年11月25日に丸亀市保健医療推進委員会で、計画の議論をするにあたり、事前に計画案を保健医療推進員に送付し、十分にご検討いただいた上で当日ご意見をいただく形をとりました。また市民会議メンバーに対し、平成28年10月26日にゲートキーパー(命の見守り人)養成研修会を実施し、自殺に対する理解を促進した上で、11月2日の市民会議の際、計画における目標案を出していただき、計画案の参考にさせていただきました。</p> <p>2.自殺予防対策については、丸亀市健康増進計画の「こころの健康」として取り組んでいりました。第二次丸亀市健康増進計画策定にあたり、庁内関連課にヒアリングを実施し、平成28年10月25日の健康増進計画庁内会議にて再度計画案について審議を図りました。</p> <p>3.健康増進計画庁内会議で実施しています。</p> <p>4.「平成22年に3万人を下回って」については、厚生労働省の「人口動態統計」を参考にいたしました。</p> <p>5.平成19年度より丸亀市健康増進計画の「こころの健康」として、現状を鑑みながら市民と協働して取り組んでまいりました。</p> <p>6.人口推移があるため、自殺者数ではなく自殺率(10万人当たり)を目標数値に用いています。</p> <p>今後、国においては、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成することとされており、市民に公表すべき内容を検討し、公表していきたいと考えています。</p>	健康福祉部	健康課
丸亀市自殺対策基本計画3	城西		<p>1. 基本中の基本の質問ですが、自殺対策は何かの所管ですか？行政組織規則や職務権限規程にも記載がありません。規則や規程にあるのなら教えてください。</p> <p>2. ゲートキーパーの役割周知や養成が計画にのっています。まず第一にゲートキーパー養成研修を受講すべきは市職員だと思いますがいかがですか？</p> <p>3. 自殺対策基本法第1条に「自殺者の親族等の支援の充実・・・」とうたわれていますが、本市の計画ではこの部分に触れていません。自死遺族支援についての考えをお示しください。</p> <p>4. 基本法第2条第4項には自殺対策は・・・自殺が未遂終わった後の事後対応についても効果的な施策を期待していますが、本市の計画では触れていません。この部分についての見解をお示しください。</p> <p>5. 本市の自殺死亡率(厚労省発表の自殺の統計:地域における自殺の基礎資料、市町村別統計居住地)で女性の自殺死亡率が高い年の原因では「家庭問題」が目を引きます。多様な自殺原因の分析等は何課が行うのですか？</p>	<p>1.現在、丸亀市自殺対策基本計画は、「こころの健康」を重点としているため、健康課の主管になり、他課と連携をとっています。規則や規定には掲載していません。</p> <p>2.ゲートキーパーの養成については、まず市の職員からと考え、計画策定前より研修を実施しております。平成28年10月26日に50名、平成29年9月7日に57名が受講しており、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。</p> <p>3.現在、丸亀市自殺対策基本計画は、「こころの健康」を重点としているため、自死遺族支援について明記しておりません。また、丸亀市では、自殺された方の個人情報を知ることができないため、自殺された方のご遺族を把握することが難しくなっております。しかし、丸亀市のこころの健康相談の周知啓発とともに、自死遺族支援をしている香川県と連携をとって、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。加えて、状況に応じて自死遺族支援をしている団体の紹介をしてまいります。</p> <p>4.現在、丸亀市自殺対策基本計画は、「こころの健康」を重点としているため、自殺未遂の事後対応について明記しておりません。しかし、実際にこころの健康相談に相談事例もあり、丸亀市のこころの健康相談の周知啓発とともに、香川県と連携をとって、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。加えて、状況に応じて自殺を考えている人に対する支援団体の紹介をしてまいります。</p> <p>5.「地域における自殺の基礎資料」の自殺の原因・動機に係る集計では、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能とされています。また、自殺時に抱えていた「危険要因」数は1人あたり平均4つとされており、自殺には複数の要因が連鎖しているとされています。さらに、ご提示いただいた「家庭問題」という1つの要因でも、家族の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、離婚の悩み、被虐待、ドメスティックバイオレンス、子育ての悩み、介護・看病疲れなど多様になっており、1つの原因に特化した対策でなく、自殺予防に対する包括的な対策が必要です。全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態分析については、自殺総合対策推進センターが実施することになっており、丸亀市では、自殺された方の個人情報を知ることができないため分析は難しいですが、市民、各関連機関の声や自殺総合対策推進センターに提示いただいたデータを参考に、健康課が各課と連携をとりながら自殺予防に取り組んでまいります。</p>	健康福祉部	健康課

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
丸亀市自殺対策基本計画3(最終)	城西		<p>今まで何回か質問させていただきました。今回が最後になります。質問は一点のみです。平成28年4月から施行されている「自殺対策基本法」には目的、基本理念(自殺対策は生きることの包括的な支援、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働等の有機的連携等)や地方公共団体の責務等 がうたわれています。そして平成29年7月25日閣議決定された自殺総合対策大綱(誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して)、さらに平成29年11月厚生労働省から示された「市町村自殺対策計画策定の手引き」があります。こうした参考資料に基づき丸亀にあった自殺対策基本計画を平成30年度に作り直す考えがおりかお尋ねします。</p>	<p>本市において作成済みの、丸亀市自殺対策基本計画は、こころの健康分野に特化した計画となっております。しかし、市においては、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野での取組みは既に実施されており、今後は更なる連携を推進するため、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策の推進をいたしたいと考えております。</p> <p>また、自殺対策のPDCAサイクルを回すため、「検証可能な計画」になっていることが必要とされております。そのため、ご指摘の通り、30年度においては、厚生労働省から示された資料を参考に具体的な成果目標(評価指標)を作成し、補足版を、全戸配布する予定としております。</p> <p>したがいまして、30年度に作り直すのではなく、第2次健康増進計画の見直し時期となっている平成33年度にあわせ、自殺対策基本計画も取組状況の検証・評価に基づき、見直したいと考えております。</p>	健康福祉部	健康課